

平成 21 年 12 月号

TAXER NEWS

三上会計事務所発行
オリジナル事務所通信

《 所長便り 》

ついさっき夏が終わったかと思ったら、もう年末(笑)。時間が経つのは、早いですねー。そういえば私も 11 月 15 日に 34 歳になりました。いつも従業員の誕生日には、ケーキを買ったりしているので、そのお返しということで、自分の誕生日にもケーキをもらっちゃいました。今年は、なんとメッセージ付。いつ以来でしょうか？ろうそくの火も消しました。いつになっても嬉しいものです。もう1個お客様より嬉しいものを頂きました。日本酒なのですが、その日本酒の名前がなんと！！「三上」。裏のラベルをみたら、原料のお米を青森県の三上勝さんが作っていました。名前の由来は、米の栽培者



だったんですね。あんまり興味がないかも知れませんが「三上」という名前は、青森県では、何番目に多い名字か知っていますか？なんと県内では9番目に多い名字なのです。青森では、1位工藤2位佐藤、佐々木、木村、成田、中村、斎藤、田中、三上、高橋っていう順番ですよ。高橋より14番の鈴木より15番の山田より三上のほうが多い。これには、びっくりです。住んでいるところが違えば色々違うのですね。ちなみに私の祖父は、島根出身ですので、私の知る限り青森とは関係がありません。



さて、平成 21 年も残すところあとわずかとなりました。本年中は格別のお引き立てを賜り、まことにありがとうございました。来年は、景気が劇的に回復することを信じて、皆様「良いお年を！」

《経営情報》

12 月も半ばになり確定申告の時期が近づいてきました。

確定申告書の提出期限は、2月16日(火)から3月15日(月)ですが、『還付申告』は、1月1日から提出することができますので、早めに提出をして、早めに還付を受けてみてはいかがでしょうか。また、年末調整のみで確定申告をしなかった方は、過去5年遡って還付申告することができます。

還付を受けることができる主な税額控除は、

- ① 住宅関連の税額控除
 - ・住宅ローン控除(家をローンで購入された方)
 - ・住宅改修控除(耐震工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事をされた方)
- ② 雑損控除(盗難や災害による被害に遭われた方)
- ③ 医療費控除(医療費の支払が多かった方)
- ④ 寄付金控除(赤十字や市町村などに寄付をされた方)
- ⑤ 配当控除(上場株式等の配当を受けた方)
 - ・申告分離課税を選択して、株式等の譲渡損失を配当所得と損益通算する方は、配当控除を受けることはできません。
 - ・上場株式等の配当金については、配当所得を含む課税総所得金額等が330万円を超える方は、損になります。

還付申告で、最もお問い合わせの多い『医療費控除』について概略をお話します。

- ① 医療費の10万円基準について

三上会計事務所

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

(10万円は、支払った医療費から生命保険の給付金や健保組合の高額療養費などの補てん金を差し引いた後の金額です)

- ・ 総所得金額等が 200 万円以上（収入が給与のみ場合は、年間給与 311 万 6000 円以上）10 万円を超える分が控除の対象
- ・ 総所得金額等が 200 万円未満の方は、10 万円以下でも控除を受けることができます。総所得金額×5%を超える分が控除の対象

② 控除の対象となる医療費について

医療費の領収書は、ご自身と家族（扶養親族かどうかは、関係ありません）の分だけではなく、生活費の仕送りをしている親族の分も対象となります。

③ 医療控除を受ける方の選択について

共働き等の方は、家族で最も所得が多く、高い所得税の税率を適用されている方が医療控除を受けるのがお得です。

例) (30 万-10 万) × 23% = 46,000 円
 (30 万-10 万) × 10% = 20,000 円
 控除の差額 26,000 円

※還付申告については、他にも色々な規定がありますので、事務所までお問い合わせ下さい。

《 今月の税務 》

- ・ 10 月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）
 ・ 法人住民税> 申告期限…1 月 4 日
- ・ 4 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
 申告期限…1 月 4 日
- ・ 給与所得の年末調整 期限…1 月 4 日
- ・ 固定資産税(都市計画税)の第 3 期分の納付 納付期限…1 月 4 日
- ・ 源泉所得税（7 月～12 月分）納期限の特例を受けている者の納付 納付期限…1 月 20 日

《 行楽日記 》 （文責：木村）

11 月下旬に豊田市の方に行く機会があり、小原の四季桜を見に行ってきました。こちらのエリアでは香嵐溪の紅葉が全国的に有名で私も毎年ライトアップされた紅葉を見に行っているのですが、ラジオなどで香嵐溪の紅葉渋滞が例年よりも激しいとの情報があったため、今年は少し香嵐溪から離れた小原の四季桜を見に行くことにしました。

当日は土曜日でしたがそれ程激しい渋滞もなく平和にお花見をすることができました（平和なドライブが何よりです）。四季桜のお花見ポイントはこの辺りにいくつかあり何か所か見てきましたが、川見四季桜公園の近辺が一番桜の本数も多く見応えがあったと思います。四季桜は四月に咲くソメイヨシノとは違い花の派手さはなくちょっとさみしい感じですが、紅葉と桜を一緒に見ることができるといふ少し不思議な光景を楽しむことができました。



三上会計事務所

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info



三上会計事務所

0568-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info